



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年 7月12日金曜日 第1372号外 1

◇ 目 次 ◇

職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例.....	1
愛媛県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する等の条例.....	1
住民基本台帳法施行条例.....	2
愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例.....	2
愛媛県監査委員条例の一部を改正する条例.....	2
愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例.....	3
県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部を改正する条例.....	3
教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....	3
愛媛県の警察官等に支給する被服及び貸与する装備品に関する条例の一部を改正する条例.....	3
愛媛県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例.....	3

条 例

○愛媛県条例第36号

職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年 7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例及び教育職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

（職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第8条の2の見出し中「病児看護」を「子の看護」に改め、同条中「学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に規定する伝染病」を「負傷し、又は疾病」に改める。

（教育職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 教育職員の日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条の2の見出し中「病児看護」を「子の看護」に改め、同条中「学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第19条に規定する伝染病」を「負傷し、又は疾病」に改める。

附 則

この条例は、平成14年 8月 1日から施行する。

○愛媛県条例第37号

愛媛県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

平成14年 7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する等の条例

（愛媛県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第1条 愛媛県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例（昭和37年愛媛県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」を「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号。以下「平成14年改正法」という。）附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる平成14年改正法による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）」に改める。

第3条中「租税特別措置法」を「平成14年改正法附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる旧租税特別措置法」に改める。

（愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の一部改正）

第2条 愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例（昭和47年愛媛県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成14年 3月31日」を「平成16年 3月31日」に、「第12条第1項の表第2号又は第45条第1項の表第2号」を「第12条第1項の表第1号又は第45条第1項の表第1号」に改める。

第3条中「平成14年 3月31日」を「平成16年 3月31日」に、「第12条第1項の表第2号又は第45条第1項の表第2号」を「第12条第1項の表第1号又は第45条第1項の表第1号」に改める。

（愛媛県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例の廃止）

第3条 愛媛県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成14年 9月16日から施行する。

（適用期日）

2 第1条の規定による改正後の愛媛県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例の規定及び第2条の規定による改正後の愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例の規定は、平成14年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 第1条の規定による改正後の愛媛県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例第4条の規定又は第2条の規定による改正後の愛媛県農村地域工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例第4条の規定による申告期限が、この条例の施行の日から起算して20日を経過する日までに到来するものにあつては、これらの規定にかかわらず、同日を申告期限とする。

4 第3条の規定の施行の日前に、同条の規定による廃止前の愛媛県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置に関する条例第2条第1項又は第3条に規定する要件に該当した者に対する同日以後の事業税又は不動産取得税の課税免除については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第38号

住民基本台帳法施行条例を次のように公布する。

平成14年7月12日

愛媛県知事 加戸守行

住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第30条の9第3項及び第30条の10第5項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(愛媛県本人確認情報保護審議会)

第2条 法第30条の9第1項の本人確認情報の保護に関する審議会は、愛媛県本人確認情報保護審議会(以下「審議会」という。)とする。

(審議会の組織)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

(審議会の委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(審議会の会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事

を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の参考人)

第7条 審議会は、調査審議等のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(審議会の運営細則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(情報提供手数料の額の基準)

第10条 法第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関(以下「指定情報処理機関」という。)は、同条第5項の規定により情報提供手数料の額を定める場合においては、指定情報処理機関が行う法第30条の7第3項の規定による本人確認情報の提供(以下「本人確認情報の提供」という。)に要する費用を本人確認情報の提供が見込まれる件数で除して得た額を基礎としなければならない。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

○愛媛県条例第39号

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年7月12日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例

愛媛県営住宅管理条例(昭和35年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条中「、第2号」を削り、「第4号」を「第3号」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「第23条の12第3号」を「第23条の12第2号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条の2第2項中「前条第2号イ」を「前条第1号イ」に改める。

第19条第1項中「第5条第2号」を「第5条第1号」に改める。

第23条の12中「、第2号及び第4号」を「及び第3号」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附則第6項中「同条第3号」を「同条第2号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第40号

愛媛県監査委員条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県監査委員条例の一部を改正する条例

愛媛県監査委員条例（昭和39年愛媛県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第242条第3項」を「第242条第4項」に改め、同条第4項中「第252条の43第7項」を「第252条の43第9項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

○愛媛県条例第41号

愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例

愛媛県立学校設置条例（昭和39年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「愛媛県立高等学校」を「愛媛県立中学校（以下「中学校」という。）、愛媛県立高等学校」に改める。

第3条中「別表2」を「別表3」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「別表1」を「別表2」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（中学校の名称及び位置）

第2条 中学校の名称及び位置は、別表1のとおりとする。

附則第2項中「別表1」を「別表2」に改める。

別表2中「第3条」を「第4条」に改め、同表を別表3とする。

別表1中「第2条」を「第3条」に改め、同表を別表2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表1（第2条関係）

学 校 名	位 置
今治東中学校	今治市
松山西中学校	松山市
宇和島南中学校	宇和島市

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第42号

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部を改正する条例

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例（昭和23年愛媛県条例第9号）の一部を次のように改正する。

「 中学校
第4条中 高等学校」を
 { 全日制の課程 2,200円
 { 定時制の課程 950円
 { 専攻科 2,200円」

2,200円
 校 { 全日制の課程 2,200円
 { 定時制の課程 950円 } に改める。
 { 専攻科 2,200円」

第5条第1項中「新たに」の下に「中学校又は」を加え、「編入試験料」を「編入試験料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第43号

教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

教育職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年愛媛県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第3号中「規定する週休日」の下に「（以下「週休日」という。）」を加え、「週休日等」を「休日等」に改め、同条第4号及び第5号中「週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する」を「週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の教育職員の特殊勤務手当に関する条例第6条の2の規定は、平成14年4月1日から適用する。

○愛媛県条例第44号

愛媛県の警察官等に支給する被服及び貸与する装備品に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県の警察官等に支給する被服及び貸与する装備品に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県の警察官等に支給する被服及び貸与する装備品に関する条例（昭和29年愛媛県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条本文中「及び交通巡視員章」を「、交通巡視員章及び識別章」に、「3」を「各3」に改め、同条の表中「手

帳」を「識別章
警察手帳」に改める。

附 則

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

○愛媛県条例第45号

愛媛県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成14年7月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県政務調査費の交付に関する条例（平成13年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第12項及び第13項」を「第100条第13項及び第14項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。